

# 審 査 基 準

## I. 審査方法

応募のあった者の企画提案書に基づき、国立大学法人熊本大学に設置された会計監査人候補者企画競争選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料を求めることがある。

## II. 会計監査人候補者名簿の順位決定方法

会計監査人候補者名簿の順位決定に当たっては、応募のあった者の企画提案書について選定委員会が審査を行い、各評価項目の得点合計「総得点」と、見積金額を総合的に評価する方式を用いることとする。ただし、総得点が74点（満点（122点）の約6割）に満たない者は順位決定の対象としない。具体的には「総得点」の上位3者を対象（総得点順位で同位の者が複数いる場合は、その者を全て含むものとする。）に監査費用見積金額（令和8事業年度～令和10事業年度の総額）を「総得点」で除算し、その1点当たりの費用が最も安価な者から順に会計監査人候補者として名簿順位を付することとする。なお、総得点が同点で1点当たりの費用も同額となった場合は、「国立大学法人熊本大学に対する監査等の提案内容」項目の得点が高い者を上位とする。

例えば次の表のようになる。

応募者	総得点	総得点順位	見積金額	1点当たりの費用	名簿順位
A	85	1	42,500,000	500,000	1
B	75	2	48,750,000	650,000	3
C	75	2	45,000,000	600,000	2
D	74	4	42,000,000	—	—
E	70	—	40,000,000	—	—

上記の「総得点順位」の上位3者に該当する「A、B、C」の応募者を対象に、1点当たりの費用を算出したところ、応募者Aと応募者Cが同じ費用である。よって、総得点で最高である応募者Aを名簿順位第1位とし、以下第2位をC、第3位をBとして順位を付することとなる。

## III. 評価方法

評価は、企画提案書の記載事項2、3、4及び6（本学の監査に対応する事務所の所在地）の各項目について、次の評価基準により評価し、選定委員会の各委員が評価した各項目の平均点数を合計したものを応募者の「総得点」とする。

評価項目	点数										
1-⑬	5	該当	5							非該当	1
2-①	5	90件以上	5	90件未満 70件以上	4	70件未満 50件以上	3	50件未満 30件以上	2	30件未満	1
2-②	5	40件以上	5	40件未満 30件以上	4	30件未満 20件以上	3	20件未満 10件以上	2	10件未満	1
2-③	5	30件以上	5	30件未満 20件以上	4	20件未満 10件以上	3	10件未満 5件以上	2	5件未満	1
3-①	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-②	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-③	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-④	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑤	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑥	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑦	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑧	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑨	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑩	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑪	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑫	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑬	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑭	5	大変優れている	5	優れている	4	普通	3	やや劣る	2	劣る	1
3-⑮ (1)	5	30人日以上	5	30人日未満 20人日以上	4	20人日未満 10人日以上	3	10人日未満 5人日以上	2	5人日未満	1
3-⑮ (2)	5	20人日以上	5	20人日未満 10人日以上	4	10人日未満 5人日以上	3	5人日未満	2	実施しない	1
3-⑮ (3)	5	40人日以上	5	40人日未満 30人日以上	4	30人日未満 20人日以上	3	20人日未満 10人日以上	2	10人日未満	1
3-⑯	5	年次往査に引 継ぎを含む	5	1円以上 10万円未満	4	10万円以上 50万円未満	3	50万円以上 100万円未満	2	100万円以上	1

4	7	<p>「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」</p> <p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝5点</li> <li>・認定段階3＝6点</li> <li>・プラチナえるぼし認定＝7点</li> <li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点</li> </ul> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝3点</li> <li>・トライくるみん認定①（令和7年3月31日までの基準）＝4点</li> <li>・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝4点</li> <li>・トライくるみん認定②（令和7年4月1日以降の基準）＝4点</li> <li>・くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝5点</li> <li>・くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝5点</li> <li>・プラチナくるみん認定＝7点</li> <li>・行動計画策定済（令和6年改正省令による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき、令和7年4月1日以降に策定又は変更を行ったもの（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定＝5点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>						
6	5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">熊本県内に事務所有り</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 25%;">九州内に事務所有り</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">それ以外</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> </tr> </table>	熊本県内に事務所有り	5	九州内に事務所有り	3	それ以外	1
熊本県内に事務所有り	5	九州内に事務所有り	3	それ以外	1			